

渡辺最終処分場第3期計画環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例  
(平成10年福島県条例第64号) 第22条の2第1項の規定に基づく意見

令和2年2月7日

- 1 環境への影響をさらに低減する実用可能な技術が確立された場合や、新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に努めること。
- 2 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響を予測・評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- 3 事後調査については、評価書に記載された内容を確実に実施するとともに、調査の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を講じること。
- 4 事業の実施に当たっては、これまで作成した環境影響評価図書に寄せられた、いわき市長や住民等の意見も尊重すること。

事業の概要

1	事業者	堺化学工業株式会社
2	事業の名称	渡辺最終処分場第3期計画
3	事業の種類	産業廃棄物最終処分場（管理型）の規模変更事業
4	事業の規模	埋立地面積 50,054平方メートルの増加 埋立容量 1,102,660立法メートルの増加
5	事業の実施区域	いわき市渡辺町田部字天神前18-1 他81筆